

議案第 8 3 号

山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について

山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穂

(提案理由)

国民健康保険特別会計の決算剰余金の処分について、国民健康保険の財政状況を踏まえて、その内容を適宜判断できるようにするため、山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長

山都町条例第　　号

山都町国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

山都町国民健康保険財政調整基金条例（平成17年山都町条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 各会計年度において国民健康保険特別会計の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2本文の規定により翌年度の歳入に編入する場合を除くほか、基金に積み立てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町国民健康保険財政調整基金条例(平成17年条例第62号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、歳計剩余金のうち、その額の100分の10を下らない金額とする。</u></p>	<p><u>(積立て)</u></p> <p><u>第2条 各会計年度において国民健康保険特別会計の決算上剩余金を生じたときは、当該剩余金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の2本文の規定により翌年度の歳入に編入する場合を除くほか、基金に積み立てるものとする。</u></p>